

# 天城町農業委員会 6 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 6 月 1 7 日 (月) 1 3 時 3 0 分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 1 9 名

| 番号 | 集 落  | 氏 名    | 番号 | 集 落  | 氏 名   |
|----|------|--------|----|------|-------|
| 1  | 与名間  | 前田 真智子 | 11 | 平土野  | 里村 清志 |
| 2  | 松原西区 | 中島 正博  | 12 | 兼久   | 平野 勝哉 |
| 3  | 松原西区 | 政 弘幸   | 13 | 兼久   | 上松 初美 |
| 4  | 松原上区 | 麓 福太郎  | 14 | 大津川  | 寶山 照助 |
| 5  | 前野   | 池上 雄二  | 15 | 瀬滝   | 奥 好生  |
| 6  | 岡前   | 小林 耕作  | 16 | 瀬滝   | 吉川 貴也 |
| 7  | 浅間   | 勝尾 真一  | 17 | 当部   | 岩元 聡  |
| 8  | 浅間   | 元田 秀満  | 18 | 三京   | 若山 秀也 |
| 9  | 天城   | 貞山 博一  | 19 | 西阿木名 | 仲 公男  |
| 10 | 天城   | 永井 学   |    |      |       |

4 欠席委員

5 事務局 3 名

| 番号 | 役 職  | 氏 名   | 番号 | 役 職 | 氏 名   |
|----|------|-------|----|-----|-------|
| 1  | 事務局長 | 芝 健次  | 2  | 主任  | 中山 一輝 |
| 3  | 主任   | 中島 大地 |    |     |       |

6 参加者 0 名

| 番号 | 所 属 | 氏 名 |
|----|-----|-----|
|    |     |     |

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第 5 号 農地法第 3 条許可申請について
- ・議案第 6 号 農地法第 4 条許可申請について
- ・議案第 7 号 農地法第 5 条許可申請について
- ・議案第 8 号 非農地証明願について

(3) 報告事項等

- ・その他（協議会等）

(次第書) 令和6年6月17日(月) 開議13時30分～

(事務局) 配付してある資料の確認をお願いします。

議案第5号のうち、申請番号24番と25番については、一括審議とします。

定刻となりました。定例総会の前に仲会長よりごあいさつをお願いいたします。

---

会長あいさつ 仲会長のあいさつ

(会長挨拶後、定例総会に入る)

(仲会長) ただいまの出席委員は 19 人であります。

よって、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和6年6月天城町農業委員会定例総会を開会します。それでは、議事日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、池上委員、小林委員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、日程通知のとおり本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例総会の会期は、1日と決定しました。

次に、本日の議案日程は、お配りしてありますとおりを予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者多し。）

ご異議なしと認めます。

日程第3 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に、申請番号18番から26番の説明を求めます。

（事務局の説明）

ここで議長職を中島会長代理と交代いたします。

（議長交代）

（中島会長代理） 議案審議の前に、仲委員の退室を求めます。

（仲委員退室）

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

申請番号 18 番について、若山委員お願いします。

若山委員

はい、申請番号 18 番について説明いたします。参考資料は 1 ページ目と 2 ページ目になります。譲渡人、譲受人に縁故関係はありません。まず、戸森のほうが参考資料 1 ページ目ですね。線刻画の近くになります。元より譲受人の方で管理されています。上達のほうも線刻画の近くですね。先ほどの畑の近くになります。残り 1 か所は参考資料 2 ページ目の県道の M 建設の近くになります。それぞれ、譲受人のほうでサトウキビを植え付けられております。特に問題になることはないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号 18 番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号１８番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

仲委員の入室を認めます。

（仲委員入室）

次に、申請番号１９番について、担当委員の調査報告を求めます。

仲委員お願いします。

仲委員

はい、申請番号１９番について説明いたします。譲受人、譲渡人に縁故関係はありません。場所は参考資料３ページをお願いします。これは町境の三京、石切留線の道路沿いになります。譲受人が前から耕作しているところで、島に帰ることはないという所で売買にいたったようです。境界等もはっきりしています。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号１９番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号１９番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

ここで議長職を仲会長と交代します。

（議長交代）

（仲会長） 次に、申請番号２０番について、担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員をお願いします。

貞山委員 申請番号２０番について説明いたします。譲渡人、譲受人は親戚関係にあります。場所は参考資料４ページをご覧ください。境界等ははっきりしていて何ら問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

（質疑があった場合）

質疑なしと認めます。

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります

これから、申請番号20番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号20番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号21番について担当委員の調査報告を求めます。

池上委員お願いします。

池上委員

はい、譲渡人と譲受人の関係は親子です。参考資料5ページの県道沿いに青い鳥がありますよね。そこから海側にいった所にある親の家のとなりですけど、境界もはっきりしており問題ありません。皆様のご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります

これから、申請番号21番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号21番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号22番について、担当委員の調査報告を求めます。

吉川委員お願いします。

吉川委員

はい、申請番号22番について説明します。譲渡人と譲受人に縁故関係はございません。場所は参考資料6ページをお願いします。県道のN商店から山手の方に入っていった所にあります。境界等ははっきりしていて何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります

これから、申請番号２２番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号２２番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号２３番について、担当委員の調査報告を求めます。

平野委員お願いします。

平野委員

はい、申請番号２３番の説明をします。譲渡人と譲受人は縁故関係はありません。場所は参考資料の７ページをご覧ください。司法書士の方と譲受人の方と現場確認をしました。場所はわかりづらいんですけど、真瀬名橋から天城の方に登って行ったら兼久に抜ける道があるんですけど、一本手前の南側に入っていった奥のほうにあります。１段下の畑を譲受

人が耕作している時に、声をかけられて売買になったようです。３年前までサトウキビを作っていたんですけど現在は荒れている状態になっています。農政課等の事業を使って整地したいとのことでした。この棚にはこの畑一枚しかないのでなんら問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号２３番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号２３番は、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

次に、申請番号２４番と申請番号２５番を一括審議としま

す。

担当委員の調査報告を求めます。

麓委員お願いします。

麓委員

申請番号24番、25番について説明いたします。24番、譲渡人と譲受人に縁故関係はございません。この畑は前から譲受人が小作をしている所で、境界もはっきりしていて問題ないと思います。申請番号25番、譲渡人と譲受人は義理の親子になります。この畑も参考資料9ページですかね。9ページと10ページ、この畑を譲受人の方が前から草を植えてる状況で境界もはっきりしているので問題ないと思います。皆様のご審議お願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号24番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号２４番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

続いて、申請番号２５番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号２５番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号２６番について、担当委員の調査報告を求めます。

麓委員をお願いします。

麓委員

申請番号２６番について、説明いたします。譲渡人と譲受人に縁故関係はございません。参考資料１１ページをご覧ください。場所は譲受人の家の目の前ですね。前から譲受人が野菜を植えたりして小作をしていました。売買ということで話が上がってきました。境界もはっきりしているので何ら問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号２６番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号２６番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

---

日程第４　議案第６号　農地法第４条の規定による許可申請について  
を議題とします。

事務局に申請番号２７番の説明を求めます。

（事務局の説明）

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

小林委員、池上委員、お願いします。

小林委員

はい、申請番号２７番について説明します。参考資料の１２ページをご覧ください。西郷公園をこえてすぐ右手にあります。叔父の家がとなりにあって境界等もはっきりしていてなんら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号２７番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号２７番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

担当委員は、最終確認と完了届の提出まで、ご指導願いま

す。

---

日程第5 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について  
を議題とします。

事務局に申請番号28番から30番までの説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

申請番号28番について、元田委員、勝尾委員お願いします。  
す。

勝尾委員

はい、申請番号28番について説明したいと思います。こちらは元々、山林であったものを地籍事業が入ったときに雑種地にしてくれという話だったみたいなんですけど、手違いで畑になってたものですから、こちらの方に上がっております。牛舎建設をしたいということですので山林のときに作っております。境界等もはっきりしているので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号２８番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号２８番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県審議委員会に諮問します。

次に、申請番号２９番について、担当委員の調査報告を求めます。

岩元委員、若山委員お願いします。

岩元委員

はい、申請番号２９番について説明いたします。譲渡人と譲受人に縁故関係はありません。参考資料は１４番で地図を確認してもらって左の端のほうに畳でいえば２畳か３畳ほどの観察小屋を作るということで、申請されています。観察小屋以外のものを作った場合は取壊しとかの約束事も入っていますので、何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

(仲会長) 若山委員、補足ありませんか。

若山委員 はい、計画書も確認しましたが、先ほど岩元委員が言われた通り、色々な文言も入っていて大丈夫だと思います。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号２９番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号２９番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県審議委員会に諮問します。

ここで議長職を中島会長代理と交代します。

(議長交代)

(中島会長代理)

審議の前に、奥委員の退室を求めます。

(奥委員退出)

次に、申請番号３０番について、担当委員の調査報告を求めます。

吉川委員、仲委員お願いします。

吉川委員

申請番号３０番について説明します。譲渡人、譲受人に縁故関係はありません。場所は参考資料の１５ページをお願いします。秋利神の旧展望角の近くになります。境界等ははっきりしているためなんら問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号３０番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いし

ます。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号３０番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県審議委員会に諮問します。

奥委員の入室を認めます。

（奥委員入室）

---

ここで議長職を仲会長と交代します。

（議長交代）

（仲会長）

日程第６ 議案第８号 非農地証明願申請についてを議題とします。

事務局に申請番号３１番と３２番の説明を求めます。

（事務局の説明）

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

前田委員、中島委員、政委員、お願いします。

前田委員

はい、申請番号３１番について説明いたします。参考資料１６ページをお願いします。この場所は県道にめんしており、赤い線で囲ってある場所がその場所になるんですけど、その

手前の家があるんですが、基礎というかその一部が入り込んでいて耕作はできないということです。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号３１番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号３１番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

ここで議長職を中島会長代理と交代します。

（議長交代）

（中島会長代理）

次に、申請番号３２番について、担当委員の調査報告を求

めます。

岩元委員、若山委員、仲委員、お願いします。

岩元委員

はい、申請番号３２番について説明いたします。参考資料は１７ページになります。当部公民館を山手の方に入っていて林道の方に入ります。調査に行きましたが中には入れないほどの荒地になっています。周辺の農家さんとの話合いで話がついているみたいなので何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号３２番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号３２番は、審議の結果、これを認めるこ

とに決定しました。

ここで議長職を仲会長と交代します。

（議長交代）

---

（仲会長）

日程第７ 諸報告を行います。諸報告については、配布してありますのでお目通し願います。

報告１、県常設審議委員会に許可意見として諮問してありました農地法第４条１件は、許可されました。

担当委員は、最終確認と完了届の提出まで、ご指導願います。

以上で、諸報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

（協議会）

協議事項、意見等ございませんか。

事務局から連絡等ありませんか。

（事務局の連絡等）

（事務局） それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。

事務局からは、以上です。

（仲会長） 次回の定例総会は、７月１６日、火曜日を予定としていま

す。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和6年6月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14 時 12 分